

誓 約 書

年 月 日

名古屋市長 殿

住 所

申請者

氏 名

申請者、法定代理人、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号ニに規定する役員、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 7 に規定する使用人が、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項（第 14 条

の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分 (再生することを含む。) の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

- 7 6 に規定する期間内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、6 の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 8 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。) が 1 から 8 までのいずれかに該当するもの
- 10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに 1 から 8 までのいずれかに該当する者のあるもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに 1 から 8 までのいずれかに該当する者のあるもの

備考

- 1 1 に規定する環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものである。
- 2 4 に規定する政令で定める法令は、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。

刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条又は第 247 条の罪は、それぞれ傷害罪、傷害現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合・結集罪、脅迫罪、背任罪である。
- 3 7、10 及び 11 に規定する政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である。
 - (1) 本店又は支店 (商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - (2) (1) に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの